

(広報資料)



令和元年10月7日
京都市都市計画局
〔担当：建築指導部建築安全推進課〕
TEL：222-3613

山崎家（旧井上家）耐震改修工事現場見学会を開催します！ ～様々な支援制度を活用し、茅葺屋根の古民家の改修が行われています！～

京都市では、京都に息づく「ひと」と「まち」の“いのち”を守るため、古い木造住宅の耐震化の支援に取り組んでいます。

この度、京都市の支援制度（※）を利用し、耐震改修工事を行っている茅葺屋根の古民家（山崎家（旧井上家））において、関係者の御協力のもと、下記のとおり現場見学会を開催しますので、お知らせします。

※ 「山崎家（旧井上家）」の修理・改修工事は、木造住宅の耐震化支援制度、景観重要建造物の修理等助成制度、“京都を彩る建物や庭園”助成制度が活用され、今後、指定京町家改修補助金の活用も予定されています。



山崎家（旧井上家） 外観

山崎家（旧井上家）は江戸時代中期に建築された茅葺屋根の古民家。景観重要建造物の指定や、“京都を彩る建物や庭園”の認定等を受けています。

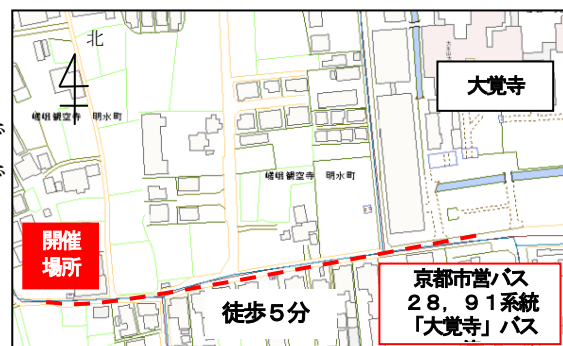
記

- 1 開催日時 令和元年10月26日（土）
第1回：午後1時から午後2時30分まで
第2回：午後3時から午後4時30分まで
※ 各回定員30名程度（先着順）

- 2 開催場所

京都市右京区嵯峨観空寺明水町59番地の2

〔京都市営バス「大覚寺」下車徒歩5分（上図地図参照）
なお、駐車場はございませんので、公共交通機関を御利用ください。〕



- 3 内 容

- ・ 耐震改修の設計者による補強計画及び工事内容の説明
- ・ 京都市の助成制度等の御案内
- ・ 改修前、改修中の写真パネルの展示

- 4 申込方法

10月24日（木）午後5時までに、^{みやこ}京安心すまいセンターへ、電話又はFAXにてお申し込みください。

- 5 主 催 京都市

- 6 問合せ先

^{みやこ}京安心すまいセンター（担当：河野、永澤）
TEL：075-744-1631 FAX：075-744-1637
京都市都市計画局建築指導部建築安全推進課（担当：嶋澤、堀尾）
TEL：075-222-3613

所有者の山崎氏からいただいたコメント

この度はご縁があり、この素晴らしい建物を譲り受けました。建物の傷みがひどく、どうしても良いか市に相談する中で、様々な支援制度をご紹介いただき、また、文化財としての価値を損なわない修復方法のご指導もいただき、今回の工事が実現しました。

さらに、耐震診断や改修計画作成をご支援いただく制度を通して、良い設計者に出会うことができ、耐震基準を満たす形で江戸中期の建造物の修復・保存が実現しました。

市の大変充実した制度と市職員の皆様の大変親身なサポートに心から感謝いたします。

古い木造住宅の保存や耐震化を断念しようとしてされている皆様にも、当家をご見学いただき、市の各種支援制度を活用し、一軒でも多くの古い建築物や文化を次代に引き継いでいただくきっかけになれば嬉しいです。

【山崎家（旧井上家）については、所有者のホームページでも紹介されています。】

<https://www.senlucas.com/>（所有者が代表を務める（株）センルーカスのホームページ）

（参考）山崎家（旧井上家）の修理・改修工事（予定含む。）で活用されている支援制度の概要

1 木造住宅の耐震化支援制度

(1) 木造住宅耐震診断士派遣事業、京町家耐震診断士派遣事業（無料）

耐震性能を把握するために、京都市から耐震診断士を派遣します。

(2) まちの匠の知恵を活かした京都型耐震・防火リフォーム支援事業

日常的なリフォームに併せて耐震改修及び防火改修を促進するため、耐震性能及び防火性能が確実に向上する工事をあらかじめメニュー化し、その工事費の一部を補助します。

【補助率】4/5、【限度額】木造住宅 100万円、京町家等 340万円（※）

※ 景観重要建造物等や、120㎡以上の京町家等の面積に応じて補助限度額の引き上げをした場合の最大金額。

2 景観重要建造物の修理等助成制度

景観重要建造物に指定された建造物の維持・保全を図るため、修理・修景及び外観維持のために必要な構造補強に係る費用の一部を助成します。

【補助率】2/3、【限度額】1,000万円

3 指定京町家改修補助金・個別指定京町家維持修繕補助金

京都市京町家の保全及び継承に関する条例に基づく個別指定の京町家を対象に、京町家の保全・継承に必要となる大規模な改修工事や、日常的な維持修繕に係る費用の一部を補助します。

指定京町家改修補助金 : 【補助率】1/2、【限度額】250万円

個別指定京町家維持修繕補助金 : 【補助率】1/2、【限度額】30万円

4 “京都を彩る建物や庭園”助成制度

“京都を彩る建物や庭園”制度で「選定」及び「認定」された建物や庭園について、維持・継承の確実性を高めるとともに、活用を促進することで市民や観光客など多くの人が建物等に触れる機会を創出し、建物等の保護に対する理解を深めることを目的として補助します。

補助額は補助事業費の3分の1以内で限度額は以下のとおり。

区分	限度額
認定された建物や庭園で公開するもの	500万円
認定された建物や庭園で公開しないもの	300万円
選定された建物や庭園で公開するもの	100万円

山崎家（旧井上家）については、昨年度に実施した修理工事に補助金を交付しました。